

二宮町選挙管理委員会会議録

1. 日 時 令和3年10月8日(金) 午後2時00分～午後3時30分
2. 場 所 二宮町町民センター3階 3Aクラブ室
3. 出席者 委員
委員長 二挺木 克巳
委員長職務代理者 猪狩 悦子
委員 原 幸男
委員 平吹 幸子
事務局
書記長 松井 元博
書記 佐竹 大介
4. 欠席委員：なし
5. 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ
 - (3) 議題
 - 第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査関係
 - 議案第 25 号 登録の延期を定めること・・・P1
 - 議案第 26 号 選挙人名簿への登録の被登録資格の決定の基準となる日等を定めること・・・P2
 - 議案第 27 号 選挙人名簿の閲覧を中止すること・・・P3
 - 議案第 28 号 在外選挙人名簿の閲覧を中止すること・・・P4
 - 議案第 29 号 期日前投票所を定めること・・・P5
 - 議案第 30 号 投票時間の繰上(繰下)を決定すること・・・P6
 - 議案第 31 号 在外選挙人に係る期日前投票所を指定すること・・・P7
 - 議案第 32 号 投票所を定めること・・・P8
 - 議案第 33 号 指定在外選挙投票区を指定すること・・・P9
 - 議案第 34 号 候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を定めること・・・P10
 - 議案第 35 号 審査に付される裁判官の氏名等を掲示する場所を定めること・・・P11
 - 議案第 36 号 投票及び開票の順序を定めること・・・P12
 - 議案第 37 号 開票の日時及び場所を定めること・・・P13

議案第 38 号	開票管理者及び同職務代理者を選任すること・・・P14
議案第 39 号	開票立会人のくじを行う日時及び場所を定めること ・・・P15
議案第 40 号	不在者投票用紙等の公示日前発送開始日を定めること ・・・P16
議案第 41 号	諸届出等の受付場所を定めること・・・P17
議案第 42 号	ポスター掲示場の様式を定めること・・・P18
議案第 43 号	ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること・・・P21
議案第 44 号	ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選 挙啓発のために使用すること・・・P22
議案第 45 号	ポスター掲示場を設置する場所を定めること・・・P23

(4) その他

- ①不在者投票を行う場所を定めること

6. 閉会

7. 会議の内容

書記長： 皆様こんにちは。

本日は、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

今回は、衆議院選挙の関係の議題でございますが、ちょっと、件数が多くなっておりますが、ご審議をいただければと思っております。

それでは、これより選挙管理委員会の方を開催させていただきます。

始めに、二挺木委員長よりご挨拶をよろしく申し上げます。

委員長： — あいさつ —

書記長： ありがとうございます。

それでは、議事の方に入らせていただきます。

本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しており、会議が成立いたしますので、これより選挙管理委員会を開催いたします。

それでは、委員長の議事進行でよろしく願いいたします。

委員長： では、進めさせていただきます。

事務局より議案の説明をお願いします。

議 題 関 係

- 第 49 回衆議院議員総選挙及び第 25 回最高裁判所裁判官国民審査関係
議案第 25 号 登録の延期を定めること

- 議案第 26 号 選挙人名簿への登録の被登録資格の決定の基準となる日等を定めること
- 議案第 27 号 選挙人名簿の閲覧を中止すること
- 議案第 28 号 在外選挙人名簿の閲覧を中止すること
- 議案第 29 号 期日前投票所を定めること
- 議案第 30 号 投票時間の繰上（繰下）を決定すること
- 議案第 31 号 在外選挙人に係る期日前投票所を指定すること
- 議案第 32 号 投票所を定めること
- 議案第 33 号 指定在外選挙投票区を指定すること
- 議案第 34 号 候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を定めること
- 議案第 35 号 審査に付される裁判官の氏名等を掲示する場所を定めること
- 議案第 36 号 投票及び開票の順序を定めること
- 議案第 37 号 開票の日時及び場所を定めること
- 議案第 38 号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること
- 議案第 39 号 開票立会人のくじを行う日時及び場所を定めること
- 議案第 40 号 不在者投票用紙等の公示日前発送開始日を定めること
- 議案第 41 号 諸届出等の受付場所を定めること
- 議案第 42 号 ポスター掲示場の様式を定めること
- 議案第 43 号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること
- 議案第 44 号 ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選挙啓発のために使用すること
- 議案第 45 号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

「上記議案について、朗読及び説明し異議なく決議した。」

(4) その他

- ①不在者投票を行う場所を定めること

次回選挙管理委員会

令和3年10月15日（金）午前9時30分 役場2階公室

委員長及び委員 了承

委員長： 本日の議案等はすべて終了いたしました。

閉 会